

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人 宝塚大学
②設置大学名称	宝塚大学
③担当部署	監査・評価室
④問合せ先	06-6376-0853
⑤点検結果の確定日	令和 8 年 9 月 12 日
⑥点検結果の公表日	令和 8 年 9 月 17 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.takara-univ.ac.jp/about/outline/governancecode/index.html
⑧本協会による公表	承諾する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神等の基本理念及び教育目的を、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して明示しています。 (建学の精神の掲載先 URL) https://www.takara-univ.ac.jp/about/policy/index.html (教育理念・教育研究上の目的の掲載先 URL) https://www.takara-univ.ac.jp/about/outline/goal/index.html
実施項目 １－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	(看護学部) 授業評価アンケート及び学修行動調査の学生アンケート調査を実施し、広く社会に公開しています。また、その分析結果を踏まえて学部において学修成果の点検・評価、教育内容・方法及び学修指導の改善に取り組んでいます。また、IR 担当による分析結果を教育課程の適切性の検証と教育改善に積極的に活用しています。 本学を志望する受験生向けに、大学ホームページにおいてアドミッション・ポリシーを明示するとともに、学生募集要項において、アドミッション・ポリシーの中で特に重視する評価項目を選抜区分の選抜方法ごとに明示しています（看護学部学生募集要項 2～3 ページ参照）。 また、アドミッション・ポリシーに沿った出題が行われているかを検証するための「作問専門部会」を設置し、元高等学校校長などの有識者 4 名を外部委員に任命して点検・評価を実施しています。 さらに、入学者選抜の妥当性を評価するために、それぞれの選抜を通じて入学した学生の卒業までの成績や看護師国家試験の合格状況、就職の状況などのデータを収集・分析しており、この結果を基に翌年度の入学者選抜の方針を決定しています。 (東京メディア芸術学部) 「卒業認定・学位授与の方針」 「主体的行動力」、「表現力」、「社会貢献力・コラボレーション力」、「課題発見力・課題解決力」、「コミュニケーション力」、「専門的知識・技能の活用力」といった 6 つの具体的能力を学修の中で得られるように、シラバスでの表記と授業内容の構成、指導を行っています。

	「教育課程編成・実施の方針」 学位授与の方針に定めた能力を修得させるため教育課程編成の方針を定め、以下の科目群を設定しています。 ・初年次教育科目 ・教養科目、外国語科目 ・専門科目 ・ゼミ活動、学外連携活動に対する単位認定の科目 ・卒業研究科目 (web シラバスリンク) https://unipa.takara-univ.jp/uprx/up/pk/pky001/Pky00101.xhtml また、学生がより主体的な学びを実現できるよう、授業中の積極的なフィードバックの実施、アクティブラーニングの導入、産官学連携による実践的な学びの機会の充実、学修行動調査結果に基づくカリキュラムの点検・評価に組織的に取り組んでいます。 「入学者受入れの方針」 選抜における書類審査・面接・学力試験等を通じて、アドミッション・ポリシーと合致した人物像の確認を行っています。 (メディア芸術研究科) 「ディプロマ・ポリシー」 https://www.takara-univ.ac.jp/about/info/diploma.html 以下の観点から専門的知見を深め、技術を磨き、専門的職業人として社会に貢献できる人材となるよう、学位プログラムを通じて研究指導を行っています。 ・芸術学に関して知見、見識を深めたと認められること。 ・自主的に研究あるいは制作のテーマを設定し、それが成果となって現れたと認められること。 ・学会発表、公募展への応募などを積極的行ったと認められること。 また、修士論文等の審査基準は毎年度学生に配布する「研究要領」に記載し、ガイダンス等の機会を通じて周知しています。 (研究要領リンク) https://www.takara-univ.ac.jp/about/info/pdf/2026/daigakuin.pdf
--	---

	「カリキュラム・ポリシー」 https://www.takara-univ.ac.jp/about/info/curriculum.html ディプロマ・ポリシーに定めた能力を修得させるためにカリキュラム・ポリシーを定め、「論及び表現研究」「研究基礎」「自主テーマによる研究」各群の授業科目を開設し、これらを合計32単位以上修得させることを課しています。 (科目構成及び卒業要件) https://www.takara-univ.ac.jp/tokyo/graduate_school/msc_about/ 「アドミッション・ポリシー」 https://www.takara-univ.ac.jp/about/info/admission.html 研究計画書に基づく1次審査と、面接及び小論文私見による2次審査を経て、アドミッション・ポリシーに定める資質・能力を有しているかを判定しています。 (宝塚大学 3つのポリシー掲載先 URL) https://www.takara-univ.ac.jp/about/info/policy.html
実施項目 1-1 ③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	全学の教育及び研究に関する基本的事項、教学に関する重要な規則、教学組織、教員人事、教育課程編成その他の教学上の重要事項については、学長が招集し議長を務める学部長等会議において審議し、決定しています。また、看護学部及び東京メディア芸術学部をそれぞれ担当する学長補佐を任命し、学長による教学運営を補佐する体制を整えています。
実施項目 1-1 ④	説明
教職協働体制の確保	各学部及び各委員会の運営には教員と事務職員が参画し、大学設置基準第7条第2項の趣旨を踏まえ、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働及び組織的な連携体制を確保し、教学上の業務に取り組むことを基本としています。 教学マネジメントに関する主要な委員会についても、教員と事務職員が参画する体制を整備しています。特に、学部FD・SD推進委員会及び学部IR推進委員会については、学部長が推薦する教員及び事務長が推薦する事務職員を学長が任命する仕組みを規程に定め、教職協働による委員会運営を制度的に確保しています。
実施項目 1-1 ⑤	説明
教職員の資質向上に	FD・SDに関する基本方針に基づき、全学FD・SD推進委員

係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	会において、自己点検・評価の結果及び教学上の課題を踏まえた全学的な基本方針及び実施計画を策定し、教職員の能力及び資質の向上に向けた研修等を実施しています。また、看護学部及び東京メディア芸術学部には FD・SD 推進委員会を設置し、それぞれの学部等における課題に即した FD・SD を企画・実施するとともに、全学 FD・SD 推進委員会との連携、成果の共有及び教育改善への活用を図っています。FD・SD の実施状況及び効果については定期的に評価し、その結果を踏まえて必要な見直しを行っています。
------------------------	--

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	中期的な計画の構成は、3 つの基軸と 10 の基本戦略等を立てて、2026 年度までの道筋の中で実現していくためのアクションプランとしています。10 の基本戦略を実現するために具体的に達成すべき目標を定めるとともに、達成するための取り組むべき方策を取りまとめています。また、具体性のある計画として数値目標を設けています。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	「中期計画・各年度の事業計画に係る自己点検・評価について」の中で取組・達成状況、評価・課題等について、各項目について担当部署で記載を行い、状況の把握に努めております。自己点検・評価委員会の構成員も本内容を確認し、管理を行っています。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	看護学部においては、看護・保健の職務の実践に必要な知識、技術および能力と、幅広い教養を涵養し、保健・看護・医療の向上に寄与する人材を育成しています。 東京メディア芸術学部及び大学院メディア芸術研究科においては、クリエイティブな分野における人材ニーズを満たすべく、高度な職業専門人材に求められる知識・技術・態度を涵養し、我が国のコンテンツ産業の発展を担う人材の育成に取り組んでいます。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	看護学部・東京メディア芸術学部とも産官学連携を継続的に行っており、社会貢献・地域連携活動を推進しています。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	合理的配慮において対象学生に対する配慮事項の教職員への周知を行っています。留学生支援については、国際センターが留学生への様々な指導・支援を行っています。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	評議員に女性を登用することで、男女共同参画社会の実現や女性活躍促進を図っています。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の責務を踏まえて幅広い視点で大学経営ができる人材確保を方針として、学内では、教学運営全体を統括する学長をはじめ、大学事務の統括・自己点検評価等を担当する理事及び法人事務の統括・財務を担当する理事を選任しています。また、学外理事にはコンプライアンスのチェックを行う弁護士を登用し、組織運営体制のチェックでは大手企業の顧問を登用しています。なお、理事長は、これらの理事の役割を法人代表として総理し大学経営を推進する人材と定め、理事長像を明確にしています。 理事の選任については、評議員会を理事選任機関と定めるとともに、監事が理事選任機関に対し必要な報告を行おうとするときに理事選任機関の招集を請求できると定めるなど、選任過程の透明性を確保しています。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会の役割については、寄附行為において、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督すると定め、その決議事項を寄附行為及び寄附行為の運用の手引きに明記することで明確にしています。 理事会において各理事の役割分担を決定することで、それぞれの役割を踏まえた法令及び寄附行為に定める職務執行ができるようにしており、理事の責務明確化を図っています。 理事会と評議員会の関係においては、令和7年4月1日改正の私立学校法が目指す「理事会と評議員会の建設的な協働と相互けん制」を踏まえた寄附行為を定め、理事会は、法令・寄附行為に従い、必要な事項について評議員会の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項を審議・決定することとしています。また、理事

	会と評議員会の決議が異なる場合は、全ての理事と評議員を構成員とする理事・評議員協議会にて誠実に協議することも定めています。以上のように評議員会との建設的な協働と相互けん制体制は構築できており、理事会運営の透明性を確保しています。
実施項目 3-1 ③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	学校法人の適正な運営に当たり必要とされる識見を習得できるように、理事に対する情報提供は、年間 10 回以上開催する理事会において必要な情報を提供することとしています。また、理事に対しては Microsoft365 のアカウントを付与することで、電磁的方法により、常に必要な情報を提供し、意見交換ができるようにしています。 理事への研修機会については、電磁的方法による有用な研修プログラムの提供を進めます。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2 ①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事の選任にあたっては、これまでの本学での監査実績を踏まえて選任し、会計監査人の選任にあたっては、これまでの本学での監査実績、監査している学校法人、現監査チームの知見を踏まえて選任しています。 また、理事会に対するけん制機能を有する評議員会が、監事及び会計監査人を選任することとしており、選任過程の透明性を確保しています。
実施項目 3-2 ②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事・会計監査人・内部監査部門である監査・評価室との連携については、決算監査での報告会にて意見交換等を行っています。また、会計監査人とは、各年度の監査計画の説明時及び年度末の監査結果の報告時等に、監事と監査・評価室との間で意見交換を行っており、確実な連携を実現しています。
実施項目 3-2 ③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事が十分な監査ができるように監事業務を支援するため、監事に対する情報提供は、年間 10 回以上開催する理事会及び評議員会において必要な情報を提供することとしています。また、監事に対して Microsoft365 のアカウントを付与することで、電磁的方法により、常に必要な情報を提供し、意見交換ができるようにしています。 研修機会に関しては、文部科学省が開催する学校法人監事研修会への案内を行うとともに、電磁的方法によ

	る有用な研修プログラムの提供を進めます。
--	----------------------

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員は、評議員会と理事会にて選任することとしています。 学校法人設立の経緯や建学の精神との調和に配慮し、属性・構成割合は、評議員会にて、職員評議員 2 人以上 4 人以内、本学卒業者 1 人以上 3 人以内、学識経験者 1 名を選任し、理事会にて学識経験者を 3 人以上 6 人以内で評議員会が選任した評議員数を超えない範囲で選任することとしています。 その他、選任する評議員は、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮することも定めており、選任過程の透明性は確保できています。
実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	寄附行為において、評議員会の招集及び評議員会の職務等について定め、評議員会の決議事項並びに評議員の責務を明確化しています。 評議員会と理事会の関係においては、令和 7 年 4 月 1 日改正の私立学校法が目指す「評議員会と理事会の建設的な協働と相互けん制」を踏まえた寄附行為を定め、理事会は、法令・寄附行為に従い、必要な事項について評議員会の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項を審議・決定することとしています。また、評議員会と理事会の決議が異なる場合は、全ての評議員と理事を構成員とする理事・評議員協議会にて誠実に協議することも定めています。以上のように理事会との建設的な協働と相互けん制体制は構築できており、評議員会運営の透明性を確保しています。
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	学校法人の適正な運営に必要とされる識見を習得できるように、評議員に対する情報提供は、年間 2 回以上開催する評議員会において必要な情報を提供することとしています。また、評議員に対しては Microsoft365 のアカウントを付与することで、電磁的方法により、常に必要な情報を提供し、意見交換ができるようにしています。 評議員への研修機会については、電磁的方法による有用な研修プログラムの提供を進めます。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの	危機管理マニュアルは地震、火災、水害などの自然災

整備及び事業継続計画の策定・活用	害だけでなく、感染症、(熱中症や食中毒などを含む)急病者、事故、不審者対応など、学校において想定される危機事象すべてについて策定済です。事業継続計画については地震、火災、水害対応と感染症対応の2つについて策定済です。
実施項目 3-4 ②	説明
法令等遵守のための体制整備	法令、寄附行為、その他諸規程を遵守するため、内部統制システム整備の基本方針及びコンプライアンス推進規程を定めて組織的に取り組む体制を整備しています。 違反又はそのおそれがある行為を的確に把握し、不正の未然防止と速やかな調査・是正を行うため、コンプライアンス推進規程にて、相談・通報窓口の役割を監査・評価室と総務部が担うことを定め、内部通報体制の整備を図っています。

原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	「学校法人宝塚大学 情報公開規程」を制定し、情報公開の方針を定めています。法令上求められる公開情報としては、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、私立大学等経常費補助金上で区分されている「教育研究上の基礎的な情報」と「修学上の情報等」に区分してホームページにて公表しています。また、私立学校法第 137 条に基づき、寄附行為・計算書類等の財務情報、役員等名簿・役員報酬等基準をホームページにて公表しています。
実施項目 4-1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	用語解説や分かりやすい説明を付すなど、説明方法を常に工夫し、幅広いステークホルダーの理解促進に努めています。

Ⅱ-Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明